

与教第 1 3 6 3 号
令和 3 年 8 月 2 4 日

与那国町立各幼稚園長 殿
与那国町立各小中学校長 殿

与那国町教育委員会
教育長 田原 伊明
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策【第 2 5 報】について（周知依頼）

本町においては、8 月以降、爆発的に感染が拡大している現状から、令和 3 年 8 月 6 日付け与教第 1 2 8 3 号にて通知しました「新型コロナウイルス感染症に関連する対策【第 2 4 報】変更」を下記のとおり変更し、2 5 報として発出いたします。（変更・追加部分は下線）

各園、各学校においては、最大限のご理解とご協力をお願いするとともに、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みをよろしくお願いいたします。

記

1. 実施期間 令和 3 年 5 月 2 3 日（日）～~~令和 3 年 8 月 2 2 日（日）~~
令和 3 年 9 月 1 2 日（日）

2. 学校関連

感染拡大防止対策を徹底しながら教育活動を継続します。

- ① 授業（給食含む。）⇒通常どおりとします。

※「学校の新しい生活様式」2021. 4. 28Ver6を参考

・通学以外の不要不急の外出を自粛してください。

- ② 部活動等 ⇒6 月 2 1 日（月）～~~8 月 3 1 日（火）~~ 9 月 1 2 日（日）

感染の予防・衛生管理の徹底等最大限の取組み（屋内かつ接触を伴う競技についてはより厳重に取り扱う）を行うこと及び、平日 90 分以内、土日休日 2 時間以内の活動とし、必要最小限の人数で行うことを条件として活動を認めます。また、活動においては以下を留意してください。

※夏休み期間中の活動は 2 時間以内とします。

○留意点

※指導者、児童生徒共に島外への渡航や渡航者との接触をできるだけ自粛すること。

さらに、厳重に以下の管理を行い、活動を行うこと。

※大会に参加する児童生徒、指導者が島外へ渡航する場合、旅行届（様式 1）を事前に校長に提出すること。

- ・活動開始前に、指導者にて健康観察（検温等）を行うこと。
- ・体調等がすぐれない者は参加しないこと。また、同居の家族に風邪の症状がみられる場合も参加しないようにすること。
- ・終了時間厳守及び朝練、時間外活動（自主練と称した活動）等はしないこと。
- ・可能な限り、感染及びその拡大のリスクを軽減させる活動とすること。
- ・活動終了後に、生徒同士で食事をしないこと。

- ・練習試合、合宿等を行わないこと。
- ・激励会や栄養会等の集いを行わないこと。

③ 大会等派遣 ⇒大会の主催者が開催を決定した場合、以下の条件付きで派遣を認める。

○条件

- ・体調等がすぐれない者の派遣は認めない。
- ・派遣期間中の行動を厳重に管理すること。(原則、団体行動のうえ、開催会場以外の場所に極力立ち入らないこと。)
- ・会話は極力控え、ミーティングなどはできるだけ屋外で行うこと。
- ・宿泊施設での対策(食事や移動時)等の感染予防対策を徹底すること。
- ・派遣期間中の検温の他、発熱(37.0-37.5度の間で総合的に判断)以外にも、味覚嗅覚異常、咳嗽、咽頭痛、頭痛、強い倦怠感などのチェックも行うこと。

・派遣前に旅行届(様式1)の提出を確実にし、帰島後1週間は健康観察をするとともに健康観察票を学校長に提出すること。

- ・帰島後は高齢者(65歳以上を目安)や基礎疾患を有する人との接触を避けること。どうしても接触が必要な場合には、症状がない前提で両者ともマスクを装着し、1.5-2mの距離をとって会話する。(1週間)

※「派遣不参加」した者が不利益をうけないよう、不参加を決めやすい環境づくりや配慮をお願いします。

④ 学校施設(体育館等) ⇒外部者の施設利用は不可とします。(夜間一般団体等)

(児童生徒に関する大会での利用は可)

3 島外渡航について できるだけ、自粛すること

- (1) 島外渡航の際は、健康管理に十分留意し、クラスター(感染者集団)が発生している地域への渡航や、渡航先での会食、3密の恐れがある施設への出入りを避けるなど、慎重な行動と感染予防の徹底を図ること。特に、感染が拡大している地域への不要不急な往来は、自粛すること。
- (2) やむをえず渡航する際は、旅行届(様式1)を事前に校長に提出し、帰島後に陰性証明を提出するとともに、帰島後1週間は、健康観察特定対象者として、「登校(園)前、帰宅後の検温」に加え、健康観察票などを用い、健康状態の確認徹底を図ること。※旅行届、健康観察票は学校で保管し、帰島後の健康観察資料とすること。

(3) 島外に移動した場合(8月24日以降の帰島から対象とする)

学校関係者 (会計年度職員も含む)

帰島後、陰性証明を学校長に報告する。又は、1週間の在宅勤務とする。(帰島日を1日目とカウント)

帰島後1週間は、同居者以外との接触をしないこと。

※学校長の認める教育的活動(進路、大会、コンクール等)は報告の対象とはしないが、上記③を遵守すること。

※陰性証明は、PCR検査及び抗原検査(一般市販キット可)とし、報告の方法は任意とする。

園児児童生徒

帰島後、陰性証明を学校長に報告するとともに、1週間の健康観察を欠かさず行う。陰性証明ができない場合は、1週間の教育活動参加(授業、部活動や補習等)

の自粛とする。

(帰島日を1日目とカウントとし、授業日は出席停止扱いとする)

帰島後1週間、同居者以外との接触等をしないこと。

※学校長の認める教育的活動（進路、大会派遣、コンクール等）は、報告の対象としないが、上記③を遵守すること。

※陰性証明は、PCR 検査及び抗原検査（一般市販キット可）とし、報告の方法は任意とする。

【本件担当】

与那国町教育委員会 教育課
教育課長 高木 健一郎
TEL : 0980-87-2002 FAX : 0980-87-2074
E-mail : kyouiku-kachou@yonaguni.ed.jp